

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-3
提出年月日	令和5年5月9日

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト
(第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230406-38	1	比較表50-53ページ)設計基準拡張の設備として、49条の主要仕様では格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンの主要仕様を記載しているのに対し、50条の主要仕様では記載していない。条文間の不整合が無いよう、設計基準拡張の主要仕様として記載すべきものは何かを整理し、説明すること。	R5.4.6	本日回答		<p>49条、50条において、原子炉格納容器スプレイ設備は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付けて使用することとし、49条まとめ資料の9.2項にて既設置許可に記載のある主要仕様を記載しておりますが、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、主要仕様として記載されない設備に該当しております。</p> <p>49条においては、著しい炉心損傷前の対応手段が含まれていることから、SA時においても格納容器スプレイ設備を再循環運転をしますが、50条においては著しい炉心損傷後のSA対応手段のみであるため、再循環運転をしません。</p> <p>このため、49条においては格納容器スプレイ設備の再循環運転を行うための設備として主要仕様を記載する必要があり、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを使用しますが、50条においては再循環運転を行わないため、対象設備としては含まれず主要仕様として記載する必要はありません。</p> <p>49条において、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、49条まとめ資料の9.2項の既許可記載を変更せず、49条まとめ資料の9.4項の主要仕様として記載するよう、記載箇所を修正いたしました。</p>	<p>資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】（SA49 r.4.2）』 P49-28, 29</p> <p>資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】（SA49-9 r.4.2）』 P49-50</p>	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。